



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 1
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 1
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（衛生薬務課） 2

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（保健医療総務課） 6
- 土地改良区の設立認可（村づくり計画課） 6
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 6
- 歳入の収納の事務の委託（水産課） 7
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 7
- 建築基準法に基づく道路の指定の廃止（中部土木事務所） 7

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請（農政経済課） 7
- 開発行為に関する工事の完了・7件（中部土木事務所） 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立中部商業高等学校） 10

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 12

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第56号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第158条第2項中「第62条第1項」を「第68条第1項」に、「第54条」を「第59条」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第57号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第65号から第66号の2までの規定中「第62条第1項」を「第68条第1

項」に改め、同欄第67号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同号の次に次の3号を加える。

67の2 食品衛生法第56条第2項の規定に基づき、許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。

67の3 食品衛生法第57条第1項の規定に基づき、営業の届出を受理すること。

67の4 食品衛生法第58条第1項の規定に基づき、回収に着手した旨及び回収の状況の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第68号及び第68号の2中「第54条第1項（同法第62条第1項）を「第59条第1項（同法第68条第1項）に改め、同欄第68号の3中「第54条第2項（同法第62条第1項）を「第59条第2項（同法第68条第1項）に改め、同欄第69号中「第55条第1項（同法第62条第1項）を「第60条第1項（同法第68条第1項）に改め、同欄第70号中「第56条（同法第62条第1項）を「第61条（同法第68条第1項）に改め、同欄中第71号を削り、同欄第72号中「許可営業者」の次に「又は届出営業者」を加え、同号を同欄第71号とし、同号の次に次の1号を加える。

72 食品衛生法施行規則第71条の2の規定に基づき、許可営業者又は届出営業者の廃業届を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第184号の2から第184号の7までの規定中「食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令」を「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令」に改め、同欄第184号の19を第184号の20とし、第184号の9から第184号の18までを1号ずつ繰り下げ、同欄第184号の8中「食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第7号」を「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第8号」に改め、同号を同欄第184号の9とし、同欄第184号の7の次に次の1号を加える。

184の8 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項第7号の規定に基づき、回収に着手した旨及び回収の状況の届出を受理すること。

別表第2食肉衛生検査所長の項委任事項の欄第24号及び第25号中「第54条第1項」を「第59条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第58号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和47年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（飲用に適する水）

第4条 条例別表第1第4号(6)の規則で定める飲用に適する水は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部B食品一般の製造、加工及び調理基準の項の5の表第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合する水とする。

第5条を次のように改める。

（営業施設の基準の緩和）

第5条 次の各号に掲げる営業に係る営業施設の基準は、条例第3条の規定により知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業であって組立式パネル、テント、屋台その他容易に撤去することができる施設（以下「簡易施設」という。）を設置して行う臨時の営業（以下「臨時営業」という。） 別表第2

(2) 施設で取り扱う食品の種類、性質、調理方法、加工方法、製造方法、販売方法等が一定している営業であって条例第2条に規定する営業施設の基準により難い営業 条例別表第2に規定する営業施設の基準のうち、知事が公衆衛生上支障がないと認める基準を緩和した基準

第6条を削る。

第7条第1項中「第52条第3項」を「第55条第3項」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第

6条とする。

第8条第1項中「第52条」を「第55条第1項」に改め、「許可に」の次に「、同条第3項の規定に基づき」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 臨時営業
- (2) 自動車において調理をする飲食店営業
- (3) 自動車において鮮魚介類を処理する魚介類販売業

第8条第1項に次の2号を加える。

- (4) 自動車において生体又はとたいを処理する食肉処理業
- (5) 前各号に掲げる営業以外の営業であつて、その営業の実態から条件を付す必要があると認められるもの

第8条第5項を削り、同条第4項中「食品を保存等」を「食品の販売等を」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項第1号及び第2号の営業に対する許可に当たっては」を「第2項に定めるもののほか、第1項第1号の営業には」に、「食品を保存等」を「食品の販売等を」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「第1項第1号」に、「販売等」を「販売等を」に、「食品等」を「食品」に、「次の各号に定める営業の種類に応じ、当該各号で定めるものとする」を「次に掲げる食品とする」に改め、同項第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された食品
- (2) 法第55条の許可を受けて製造された食品のうち、常温で保存することが可能で、そのままの状態で飲食に供することができるものを開封して盛り付けた食品
- (3) かき氷、アイスクリーム類（小分けして販売するものに限る。）又は殺菌液状ミックスを原料として製造されたソフトクリーム
- (4) コーヒー又は茶類
- (5) その他知事が認める食品

第8条第2項第6号から第9号までを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号から第4号までの営業には、原則として次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 営業の許可を受けた月及び当該月以後3月ごとに、次の3月の施設の設置場所を出店予定届（第1号様式）により、当該設置場所を管轄する保健所長に報告すること。
- (2) 報告した設置場所を変更する場合にあつては、変更する日の前日までに、新たに設置する場所を、当該設置する場所を管轄する保健所長に連絡すること。
- (3) 施設の設置場所は、営業許可を受けた保健所長（以下「所轄の保健所長」という。）の管轄する区域内とすること（前項第1号の営業に限る。）。

第8条第6項を次のように改める。

6 第2項に定めるもののほか、第1項第2号の営業のうち、次の各号に掲げる営業には、原則として当該各号に定める条件を付すものとする。

- (1) 簡易な営業 施設において行う調理は、焼く、揚げるその他の簡易な調理を1工程のみとし、使い捨て食器を使用すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業 施設において行う調理は、簡易な調理を2工程までとし、使い捨て食器を使用すること。

第8条に次の1項を加える。

7 第2項に定めるもののほか、第1項第3号の営業のうち、次の各号に掲げる営業には、原則として当該各号に定める条件を付すものとする。

- (1) 簡易な営業 施設において行う処理は、簡易な処理を1工程のみとすること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業 施設において行う処理は、簡易な処理を2工程までとすること。

第8条を第7条とし、第9条を削る。

第10条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定による」を「条例第4条第3項の」に、「第6号様式」を「第2号様式」に、「破損又は汚損に係る申請にあつては当該破損又は汚損した営業許可証を添えて、所轄の保健所長に対し行わなければならない」を「所轄の保健所長に対し行うものとする」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を削り、同条を第8条とする。

第11条を削る。

第12条の見出し中「届出」を「相続同意証明書」に改め、同条第1項中「第68条第1項に規定する届出書は許可営業地位承継届出書（相続用）（第8号様式）のとおりとし、同条第2項第2号」を「第68条第2項第2号」に、「第9号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を第9条とする。

第13条中「第11条の規定による申請書の提出又は」を削り、「あったとき」の次に「又は営業許可証に記載された事項について省令第71条の規定による届出があったとき」を加え、同条を第10条とする。

第14条及び第15条を削る。

第16条中「政令」の次に「、省令」を加え、「営業所の所在地」を「施設の所在地（自動車において調理又は処理をする営業にあつては、主たる設置場所）」に改め、同条を第11条とする。

第17条を削る。

別表第1中「第4条関係」を「第3条関係」に改める。

別表第2中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

- 1 簡易施設は、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 簡易施設の構造及び設備は、次に掲げるところによること。
 - (1) 簡易施設を屋外に設置する場合にあつては、次の要件を満たすこと。
 - ア 食品の保存、調理、加工、又は販売（以下「調理等」という。）をする場所全体を十分に風雨をしのげる構造の屋根で覆うこと。
 - イ 床面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ウ 屋台以外の簡易施設にあつては、出入口として使用する部分を除き、施設の前面は床から少なくとも60センチメートルまで、両側面及び後面は床から屋根まで、それぞれパネル、厚板等の硬質の材料（以下「硬材等」という。）を用いて壁を張ること。ただし、床から60センチメートル以上の壁の材料は、編み目の直径が5ミリメートル以下のスクリーン、よしず又はシートに代えることができる。
 - エ 屋台にあつては、屋台の後面及び側面を屋根から地面までを編み目の直径が5ミリメートル以下のスクリーン、よしず、のれん又はシートにより囲うこと。
 - (2) 簡易施設を屋内に設置する場合にあつては、出入口として使用する部分及び建物の壁、柱等に接触する面を除き、施設の前面、後面及び側面の床から少なくとも60センチメートルまでを硬材等を用いて囲うこと。
 - (3) 作業、検査及び清掃等を十分に行うための照度を確保することができる照明設備を有すること。
 - (4) 施設の必要な場所に十分な量の水道事業等により供給される水又は第4条に規定する飲用に適する水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を設けること。
 - (5) (4)の貯水設備又は貯留設備の容量は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
 - ア 第7条第3項第2号から第4号までに掲げる食品のみの販売等をする場合であつて、使い捨ての飲食器を使用する場合 40リットル以上
 - イ 第7条第3項第1号又は第5号に掲げる食品の販売等をする場合であつて、使い捨ての飲食器を使用する場合 80リットル以上
 - ウ 使い捨ての飲食器を使用しない場合 200リットル以上
 - (6) 従業者の手指を洗浄消毒する装置及び流水式手洗い設備を必要な個数有すること。
 - (7) 調理等をする食品が冷蔵保存を要する場合にあつては、当該食品が摂氏10度以下の温度となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を処理量に応じて有すること。
 - (8) 調理等をする食品が温蔵保存を要する場合にあつては、当該食品が摂氏65度以上の温度となるよう管理することができる機能を備える温蔵設備を処理量に応じて有すること。
 - (9) 調理等をする食品が冷凍保存を要する場合にあつては、当該食品が零下15度以下の温度となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を処理量に応じて有すること。
 - (10) 食品、器具、容器包装等を衛生的に保管できる十分な規模の設備を有すること。
 - (11) 廃棄物を入れる容器は、次の要件を満たすこと。
 - ア 不浸透性の材料を用い、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

--	--	--	--

第2号様式から第5号様式までを削る。

第6号様式中「第10条関係」を「第8条関係」に、「氏 名」を「氏 名」に改め、同様式（注
「添付書類）再交付申請の理由が、許可証を破損し、又は汚損した場合にあっては
意）を削り、同様式中 （提示書類）紛失した場合であって許可業者本人が申請を行う場合はそれを証明
営業者の代理人が申請を行う場合はそれを証明する書類

当該許可証を添付

する書類を、許可 を「（提示書類） 紛失した場合であって許可業者本人が申請を行う場合はそれを証
明する書類を、許可業者の代理人が申請を行う場合はそれを証明する書類」に改め、同様式を第2号様式
とする。

第7号様式及び第8号様式を削る。

第9号様式中「第12条関係」を「第9条関係」に改め、同様式（注意）を削り、同様式を第3号様式とする。

第10号様式から第16号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第310号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和3年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 看護師等修学資金貸与金に係る未収金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

沖縄県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、土地改良区の設立を次のとおり認可した。

令和3年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 読谷村瀬名波土地改良区
- 2 認可年月日 令和3年5月13日

沖縄県告示第312号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部農

林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南大東村字南地内（城間第2地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年5月24日から同年9月20日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第313号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和3年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る滞納元金及び違約金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

沖縄県告示第314号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市北東部
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年2月1日から同年12月1日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第315号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。
なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和3年5月28日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 令和3年3月23日
- 3 廃止に係る道路の位置 嘉手納町字水釜宇地原480番、481番1、481番12及び481番14
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 45.74メートル
 - (2) 幅員 2.49メートル～4.15メートル

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和3年5月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原758番1	田	439平方メートル
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原874番	田	312平方メートル
国頭郡大宜味村字田嘉里嘉名良原1047番	田	500平方メートル

- 2 農地の利用の現況 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。
- 3 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原758番1	令和3年8月1日	10年	13,280円
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原874番	令和3年8月1日	10年	9,440円
国頭郡大宜味村字田嘉里嘉名良原1047番	令和3年8月1日	10年	15,130円

- 5 意見書の提出 申請に係る農地の所有者は、次に定めるところにより、意見書の提出により意見を述べることができる。
 - (1) 提出期限 令和3年6月11日の午後5時まで
 - (2) 提出先 沖縄県北部農林水産振興センター
 - (3) 記載事項 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年5月28日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年4月8日 沖縄県指令中土第826号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字久場後浜原1919番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字久場1919番地 新垣博仁、中城村字久場1919番地 新垣希
- 5 検査済証番号 令和3年3月10日 C第499号
- 6 工事完了年月日 令和3年2月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年5月28日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年8月21日 沖縄県指令中土第904号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋呉屋24番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津233番地の27 島本正藤
- 5 検査済証番号 令和3年3月15日 C第500号
- 6 工事完了年月日 令和3年3月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年5月28日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年2月6日 沖縄県指令中土第447号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間海平原404番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平242番地ラフェリオ302 佐々木究、南風原町字宮平242番地ラフェリオ302 佐々木梨菜
- 5 検査済証番号 令和3年3月23日 C第501号
- 6 工事完了年月日 令和3年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年5月28日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年8月19日 沖縄県指令中土第910号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間比嘉田原1097番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字当間925番地Heimひだまり305号 本山陽一朗
- 5 検査済証番号 令和3年3月29日 C第502号
- 6 工事完了年月日 令和3年3月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年5月28日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月4日 沖縄県指令中土第1342号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原砂川原447番15及び447番16
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長705番地の2 リヨン・ロマンテ301号 喜納綾乃
- 5 検査済証番号 令和3年3月30日 C第503号
- 6 工事完了年月日 令和2年10月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年5月28日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年8月13日 沖縄県指令中土第863号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長河良田627番4及び877番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町棚原1丁目21番地の8マンション伊波502号 島袋友一
- 5 検査済証番号 令和3年3月31日 C第504号
- 6 工事完了年月日 令和3年3月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年5月28日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年8月13日 沖縄県指令中土第867号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長河良田627番5及び877番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町棚原1丁目21番地の8マンション伊波501号 下地哲也、西原町棚原1丁目21番地の8マンション伊波501号 下地尚子
- 5 検査済証番号 令和3年3月31日 C第505号
- 6 工事完了年月日 令和3年3月11日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年5月28日

沖縄県立中部商業高等学校長 新 里 彰 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 電子計算組織 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和4年1月31日（月曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県立中部商業高等学校特別教室棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で交付を受ける方法又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードする方法により入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和3年6月28日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立中部商業高等学校事務室 〒901-2214 沖縄県宜野湾市我如古二丁目2番1号 電話番号098-898-4888
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和3年6月28日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年7月8日（木曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県立中部商業高等学校大会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年6月28日（月曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年6月28日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立中部商業高等学校
- (2) 所在地 〒901-2214 沖縄県宜野湾市我如古二丁目2番1号

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な書類

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和3年7月7日（水曜日）午後4時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立中部商業高等学校に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 SUMMARY

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Electronic Computer system 1-set
- (2) DUE DATE OF DELIVERY AND DELIVERY PLACE
January 31, 2022, Okinawa Prefectural Chubu Commercial Senior High School,
Building For Specific Subjects
- (3) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. July 8, 2021
- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Chubu Commercial Senior High School Office

2-2-1 Ganeko Ginowan City, Okinawa, Japan, 901-2214
Telephone 098-898-4888

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年5月28日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 和 氣 亨

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 全身用エックス線CT撮影装置（2台） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地1
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄キャノンメディカルシステムズ株式会社 代表取締役 横瀬雅之 那覇市西1丁目19番9号
- 5 落札金額 227,260,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年2月12日

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1